

牛頸公民館使用規程

(目 的)

第1条 この規程は、牛頸公民館の使用及び使用料に関し必要な事項を定める。

(年間使用期間)

第2条 年間使用期間は、次の休日を除く全期間とする。

- (1) 月曜日
- (2) 国民の祝日
- (3) お盆休み（8月10日から8月16日まで）
- (4) 正月休み（12月28日から1月5日）

ただし、公民館長が特にやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

(使用時間)

第3条 使用時間は、9時から21時までとする。ただし、日曜日は17時までとする。

2 公民館長が特にやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

(使用対象)

第4条 公民館の使用対象は次のとおりとする。

- (1) 集会室、実習室、第一学習室、第二学習室、第三学習室
- (2) 付属備品類

(使用手続き)

第5条 各室及び備品類を使用するときは、別紙申込書に記入し、公民館長の許可を受けなければならない。

(使用料及び納付方法)

第6条 使用料（室料、冷暖房費、備品）は別表に定めるところによる。

- 2 使用料は、使用が終わったときに、速やかに支払うものとする。
- 3 定期的に使用する団体は、使用月の末日までに支払うものとする。
- 4 団体の使用料は、代表者が区民の場合、あるいは、構成員の三分の一以上が区民の場合、区民料金とする。それ以外は区民外料金とする。

(使用料の減免)

第7条 使用料の減免の対象となる者は次のとおりとする。

- (1) 室料、冷暖房費の免除
 - ① 区の役員会及び区が主催する行事等で使用するとき
 - ② 公民館運営協議会所属の団体が使用するとき
 - ③ 隣組が会議のため使用するとき
 - ④ その他、公益に資すると公民館長が認めたとき

(2) 室料免除、ただし、冷暖房費全額負担

- ① 隣組が会議以外に使用するとき
- ② その他、公民館長が認めたとき

(3) 室料半額免除、ただし、冷暖房費全額負担

- ① 文化部に登録している部会が使用するとき
- ② その他、公民館長が認めたとき

(使用の順位)

第8条 公民館使用の順位は、原則として次のとおりとする。

- (1) 区が主催する会議、行事、講演等
- (2) 公民館運営協議会で活動している部会
- (3) 隣組会議、文化部に登録されている部会
- (4) その他

(使用の制限)

第9条 公民館長は、次の各号の一に該当する場合は、使用を不許可または許可を取消することができる。

- (1) 公民館の運営に支障があると認められるとき
 - (2) 公の秩序を乱し、風俗を害する恐れがあると認められるとき
 - (3) 建物又は附属設備を破損し、または滅失する恐れがあると認められるとき
 - (4) 営利目的で使用するとき
- 2 政治および宗教団体が使用する場合は、公民館長の事前の許可を必要とする。
- 3 公民館は、冠婚葬祭の場として使用することができる。ただし、火葬した遺骨以外の遺体を持ち込むことはできない。

(目的外使用の禁止等)

第10条 使用許可を受けた者は、許可を受けた目的以外に使用したり、権限を譲渡または転貸してはならない。

(補償)

第11条 使用者は、使用中に建物または附属設備等を破損したり、もしくは消滅したとき、その損害をすみやかに補償しなければならない。

(遵守事項)

第12条 使用者は、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 使用許可を受けた者は、許可なく貼紙、釘打ち等をしないこと
- (2) 使用時間には、準備および後片付けに要する時間を含むこと
- (3) 使用時間を厳守すること
- (4) 指定された場所以外で、火気を使用しないこと

- (5) 習字等、活動により公民館を汚染する恐れがある者は、公民館職員の指示に従うこと
- (6) 使用する者が設備または現状を変更しようとするときは、公民館長の許可を受けること
- (7) 公民館運営協議会で活動している部会が使用するときは、代表者を届け出ること
- (8) 個人または団体が使用するときは、代表者または責任者を届け出ること
- (9) 使用後は、清掃、窓の施錠を行い、すべて元の状態に戻すこと
- (10) 使用後は、部屋使用時間を使用報告書に記入し提出すること

(疑義の解釈)

第13条 この規程に疑義を生じたときは、公民館長が決定する。

(改 廃)

第14条 本規程の改廃は、執行部会に付議し、公民館長が決定する。

附 則

この規程は、昭和61年4月13日から施行する。

平成 2年4月15日一部改訂

平成 6年4月10日一部改訂

平成21年4月 1日一部改訂

平成28年5月 1日一部改訂

令和 2年4月 1日一部改訂 (公民館使用料金改定)

令和 6年4月 1日一部改訂 (月曜日休館)

(別表)

公民館使用料金表

令和2年4月1日

1. 室料、冷暖房使用料

区分 室名	区民（1時間あたり）		区民外（1時間あたり）	
	室料	冷暖房費	室料	冷暖房費
集会室	500円	20分100円	600円	20分100円
実習室	400円	30分100円	500円	30分100円
学習室	300円	30分100円	400円	30分100円

注：室料使用時間は、30分単位として計上する。

使用時間の端数は切り上げとする。

2. 備品の貸出料金

区分 品目	区 民		区 民 外	
	個 数	使用料金	個 数	使用料金
机（高・低）	1台	100円	1台	200円
椅子	1脚	50円	1脚	100円
座布団	1枚	50円	1枚	100円
テント	1張	1000円	1張	1200円

注：他の備品の貸出しは、公民館長の許可を必要とし、

貸出料金は、公民館長が決定する。